

平成2年3月30日

規則第4号

改正 平成13年11月20日規則第28号

平成29年9月28日規則第41号

令和2年11月13日規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市営住宅運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議し、答申するものとする。

- (1) 住宅建設計画に関する事項
- (2) 家賃に関する事項
- (3) その他、会長が特に必要と認めた事項

(組織)

第3条 審議会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 公的住宅事業に関係ある者
- (4) 公募による市民

(平29規則41・一部改正)

(臨時委員)

第4条 審議会に、臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員は、審議会が審議する事項のうち、市長が必要と認めた特別の事項についての議事に参与する。
- 3 臨時委員は、市長がその案件に必要と認めた者のうちから市長が委嘱する。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項についての審議が終了したときは、解任されるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くにいったときは、その委員は、当然失職するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の招集の特例)

第8条 会長は、災害その他の理由により審議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

- 2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第4項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(令2規則58・追加)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市営住宅担当部署において処理する。

(平13規則28・平29規則41・一部改正、令2規則58・旧第8条繰下)

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(令2規則58・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。